

## 平成 22 年度廃家電の不法投棄等の状況について

平成23年10月7日

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

平成22年度廃家電の不法投棄等の状況について、とりまとめましたので公表します。

廃家電 4 品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）の平成22年度の全国の不法投棄台数（推計値）は、131,785台（前年度133,207台）で、前年度と比較して1.1%減少となりました。

廃家電 4 品目の不法投棄台数の半分以上はブラウン管式テレビが占めており、その構成比は72.4%となっております。平成22年度に特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づいてリサイクルされたブラウン管式テレビは、買い換え需要が増加したこと等から、前年度と比較して約69%の増加となり、不法投棄台数の増加は約10%でした。

また、平成22年度廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）の不法投棄台数の合計は、4,608台（前年度5,256台）で、前年度と比較して12.3%の減少となりました。

なお、一部の違法な不用品回収業者が、回収した廃家電を不法投棄した事案も発生しており、こうしたことも家電の不法投棄増加の一因と考えられます。このため、環境省としては、廃家電の適正なりサイクルの確保のために、違法な不用品回収業者の対策等を進めてまいります。

### 1 背景

廃家電 4 品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 13 年 4 月から始まっています。また、家庭から排出された廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）については、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 15 年 10 月から始まっています。

これらを受け、環境省では、市区町村における廃家電 4 品目及び廃パソコンの不法投棄等の状況について、定期的に 4 月 1 日時点での調査を実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全 1,746 市区町村（総人口約 12,812 万人）で、対象期間は平成 22 年度です。

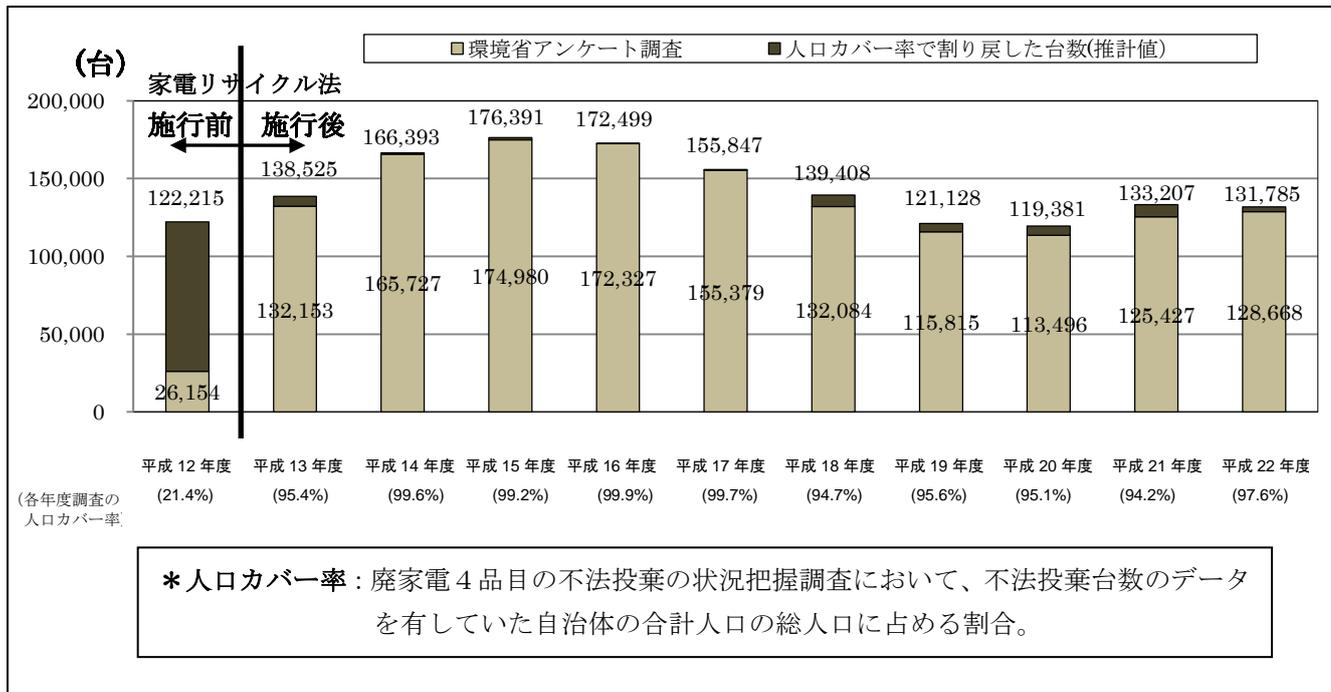
## 2 廃家電4品目の不法投棄台数について

平成22年度の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを取得している1,484自治体<sup>注1)</sup>における平成22年度の廃家電4品目の不法投棄台数をもとに、人口カバー率\*で割り戻して算出した全国の不法投棄台数(推計値)は、131,785台で、前年度と比較して1.1%の減少となりました(図1)。その構成比を品目別にみると、エアコンが1.4%(前年度1.9%)、ブラウン管式テレビが72.4%(同64.9%)、液晶・プラズマ式テレビが0.4%(0.3%)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が16.9%(同20.7%)、電気洗濯機・衣類乾燥機が9.0%(同12.2%)でした<sup>注2)</sup>。

平成21年度及び平成22年度の廃家電4品目の不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している1,395自治体<sup>注3)</sup>(平成22年度の廃家電4品目の不法投棄台数118,886台)における月別不法投棄台数の推移を比較したところ、4月、11月、12月及び3月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました(表1、図2)。

また、1484自治体<sup>注1)</sup>において、市区・町・村の各自治体の1万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が8.0台、町が30.5台、村が67.3台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました(表2)。

(図1) 不法投棄台数



注1) 1,484自治体の人口の合計は約12,509万人(総人口の約98%)です。

注2) 四捨五入の関係上、百分率の合計が100%とならないことがあります。

注3) 1,395自治体の人口の合計は約12,357万人(総人口の約96%)です。

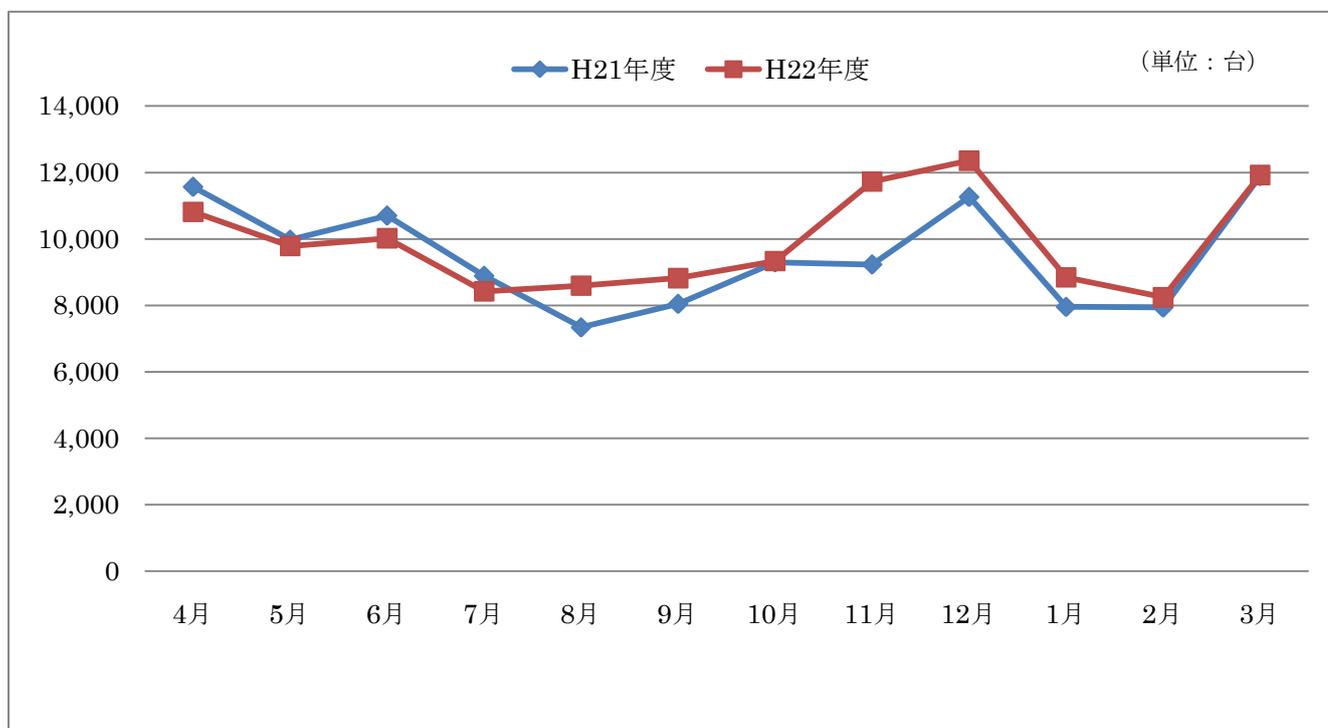
(表 1) 月別不法投棄台数の推移

(平成 21 年度と平成 22 年度の月ごとのデータを取得している 1,395 自治体の比較)

(単位：台)

	4 品目合計		エアコン		テレビ				電気冷蔵庫		電気洗濯機	
					ブラウン管式		液晶・プラズマ式		電気冷凍庫		衣類乾燥機	
	H21 年度	H22 年度										
4月	11,565	10,815	220	163	7,318	7,533	31	42	2,484	1,961	1,512	1,116
5月	9,975	9,783	184	131	6,311	6,937	21	24	2,130	1,770	1,329	921
6月	10,701	10,020	239	146	6,631	6,750	31	46	2,402	1,919	1,398	1,159
7月	8,889	8,424	181	164	5,360	5,789	18	24	2,149	1,640	1,181	807
8月	7,341	8,594	183	154	4,376	6,015	32	26	1,784	1,607	966	792
9月	8,048	8,821	187	120	5,018	6,289	23	21	1,759	1,561	1,061	830
10月	9,295	9,334	150	139	5,817	6,699	40	77	2,062	1,560	1,226	859
11月	9,232	11,728	151	123	6,012	8,600	27	46	1,942	1,898	1,100	1,061
12月	11,261	12,357	207	146	7,399	9,552	32	51	2,266	1,725	1,357	883
1月	7,957	8,845	147	97	5,265	6,921	18	32	1,601	1,181	926	614
2月	7,937	8,243	134	83	5,265	6,137	13	24	1,605	1,272	920	727
3月	11,885	11,922	219	126	8,102	9,015	44	72	2,181	1,777	1,339	932
合計	114,086	118,886	2,202	1,592	72,874	86,237	330	485	24,365	19,871	14,315	10,701

(図 2) 月別不法投棄台数の推移



(表 2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数 (平成 22 年度)

	1万人当たりの不法投棄台数[台]	回答自治体数 [自治体]	平均人口 [人]
市区	8.0	780	146,803
町	30.5	605	16,388
村	67.3	99	6,489
市区町村	10.0	1,484	84,275

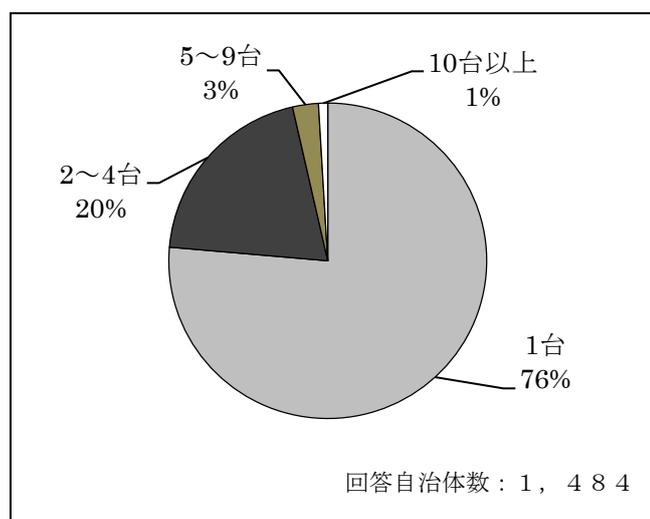
### 3 廃家電4品目の不法投棄物の処理状況について

平成 22 年度に廃家電 4 品目の不法投棄物を回収している自治体において、不法投棄 1 件当たり  
に回収した廃家電 4 品目の回収台数の内訳は、1 台：76%、2～4 台：20%、5～9 台：3%、  
10 台以上：1%でした (図 3)。

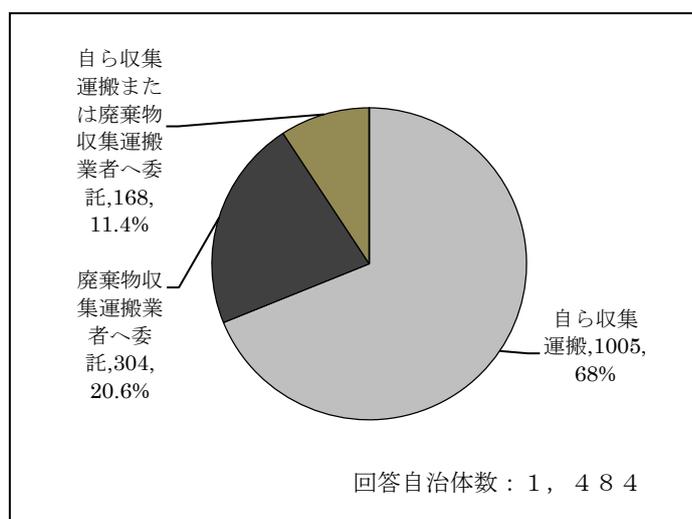
不法投棄物の収集運搬の主な実施者は、自治体自ら：68%、廃棄物収集運搬業者へ委託：  
20.6%、自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者：11.4%でした (図 4)。また、「地区や繁忙期に  
応じて自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者が運搬する」並びに「廃棄物収集運搬業者が運搬する」  
と回答した自治体に対して当該期間に廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託した件数等を尋ね  
たところ、廃家電 4 品目の委託費用等を把握している自治体の平均値について、委託件数は 15  
件、委託費用は 616 千円 (前年度比 15.6%増) でした (表 3)。

また、当該期間中に不法投棄された廃家電 4 品目で自治体が回収できなかった物がある自治  
体：22%、ない自治体：78%でした (図 5)。未回収の不法投棄物があると回答した自治体に対  
してその理由を尋ねたところ、回収が物理的に困難：156 件、私有地で立入り不可：152 件、時  
期を決めてまとめて回収する：117 件等 でした (図 6)。また、回収が物理的に困難であると  
回答した自治体に対してその事例を尋ねたところ、谷底等への投棄：42%、谷底及び湖沼等以  
外で車両等が進入不可の場所への投棄 26%、湖沼及び河川等への投棄：21%等 でした (図 7)。

(図 3) 平成 22 年度不法投棄の 1 件  
当たりの回収台数の内訳



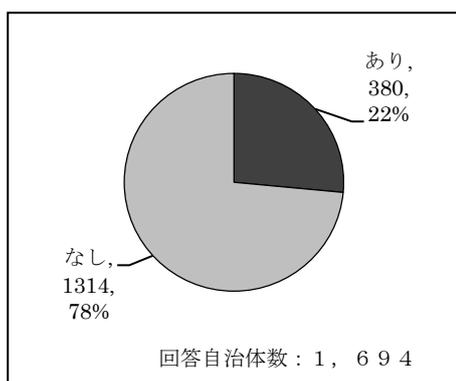
(図 4) 不法投棄物の収集運搬の主な  
実施者



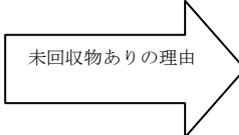
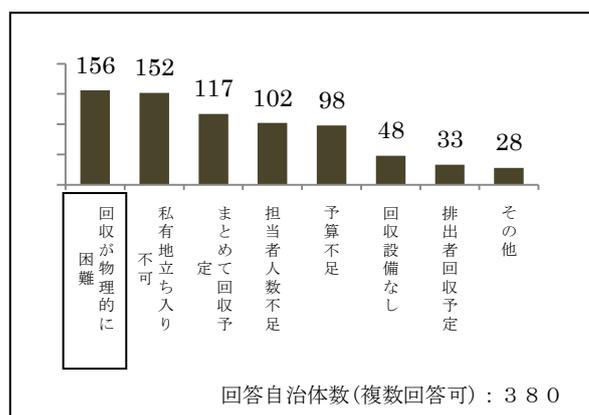
(表 3) 平成 22 年度における 1 自治体当たりの廃棄物収集運搬業者の委託件数及び委託費用

委託件数	委託費用	備考
15 件	616 千円	回答自治体数 475

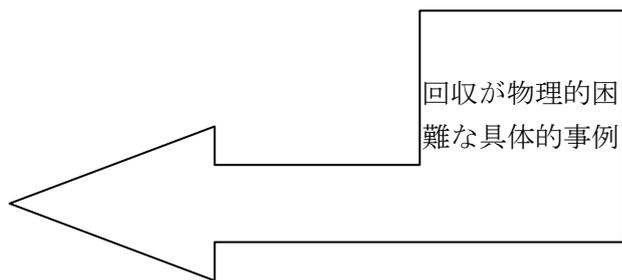
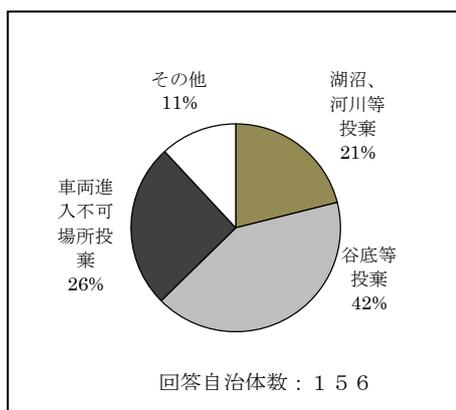
(図 5) 不法投棄未回収物



(図 6) 不法投棄未回収物がある理由



(図 7) 回収が物理的に困難な事例



#### 4 廃家電4品目の不法投棄未然防止対策について

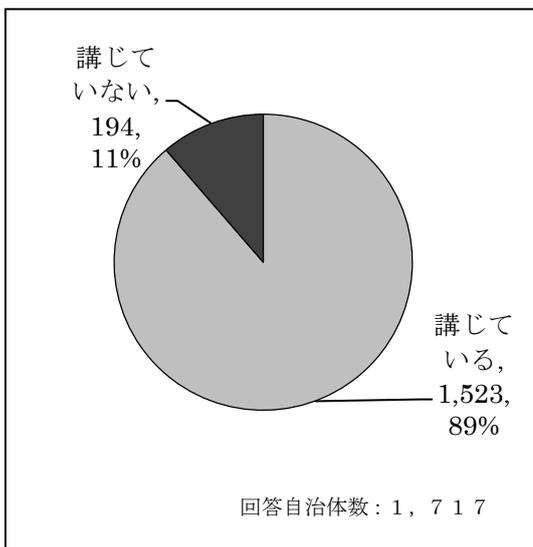
平成22年度における不法投棄未然防止対策について、その対策を講じている自治体：89%、講じていない自治体：11%でした（図8）。不法投棄未然防止対策を講じていると回答した自治体に対してその具体的対策を尋ねたところ、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：89%、職員又は委託業者によるパトロール：84%、住民との連携による監視・通報体制の構築：37%等が実施されていました（図9）<sup>注3)</sup>。

平成22年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している自治体の平均値は、766千円（前年度比25.6%増）でした（表4）。また、この廃家電4品目の不法投棄対応決算額について、廃家電以外も含めた全ての不法投棄対応決算額に対する割合は26.6%でした（表5）。

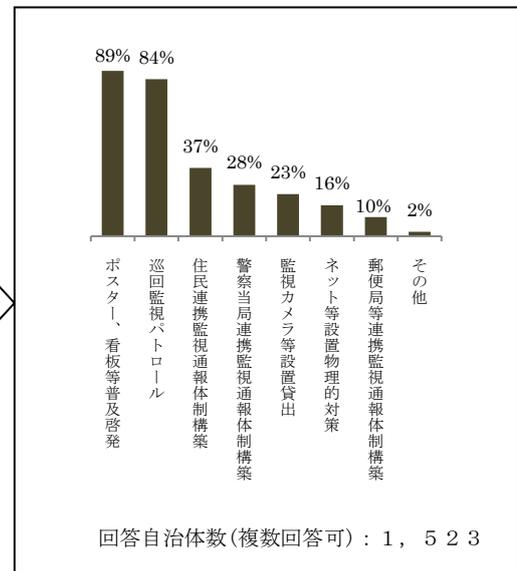
平成22年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応の予算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）については、当初予算に計上している：87%、計上していない：9%等でした（図10）。平成22年度の当初予算を計上している自治体に対してその予算額を尋ねたところ、廃家電4品目の不法投棄対応の予算額を把握している自治体の平均値は727千円（前年度比23.7%増）でした（表6）。

また、ここ数年の廃家電4品目の不法投棄にかかる自治体の財政負担状況については、パトロールの強化や不法投棄の問題等により全体として負担増加：36%、変化していない：38%、判断できない：21%でした（図11）。

（図8）廃家電4品目の不法投棄未然防止対策  
（平成23年4月1日時点）



（図9）廃家電4品目の不法投棄未然防止対策の具体事例



注3) 複数回答方式であるため、百分率の合計が100%となりません。

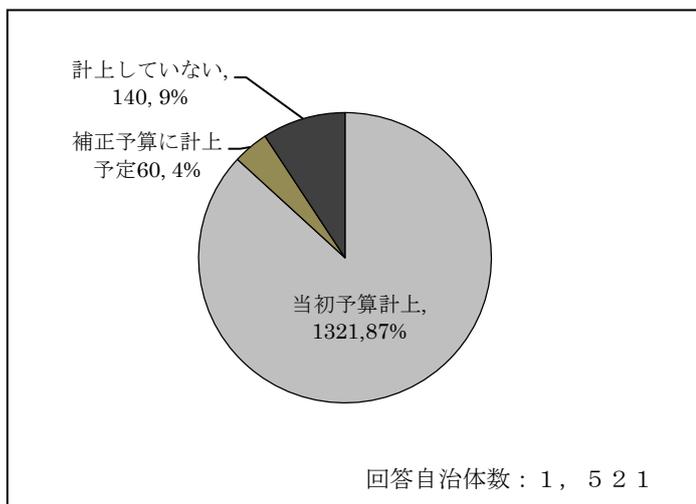
(表 4) 廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額 (平成 22 年度)

平均値	中央値	備考
766 千円	137 千円	回答自治体数 1,282

(表 5) 全不法投棄決算額に対する廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額の割合 (平成 22 年度)

平均値	中央値	備考
26.6%	19.9%	回答自治体数 1,346

(図 10) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算の計上状況 (平成 23 年度)

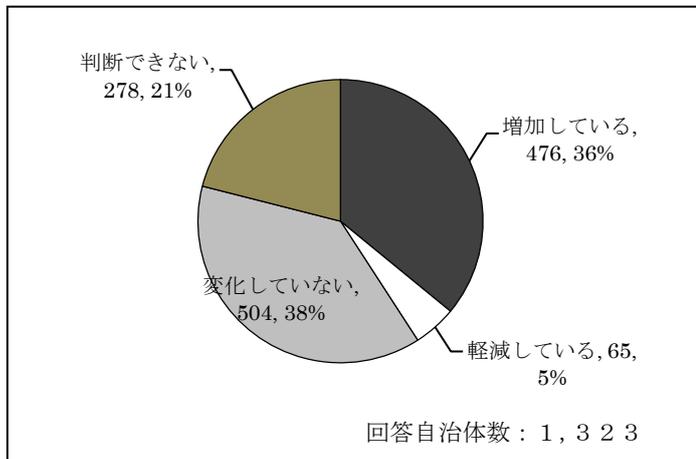


(表 6) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算額 (平成 23 年度)

平均値	中央値	備考
727 千円	268 千円	回答自治体数 1,321

↑  
当初計上予算額

(図 11) 廃家電 4 品目の不法投棄対策の財政負担状況



(参考) 廃家電4品目の不法投棄台数 (平成22年度 都道府県別 実績値)

(廃家電4品目の不法投棄台数データを取得している 1,484 自治体)

※台数は自治体が回収した不法投棄の台数

(単位: 台)

都道府県名	エアコン	ブラウン管式 テレビ	液晶・プラズマ テレビ	電気冷蔵庫 電気冷凍庫	電気洗濯機 衣類乾燥機	4品目合計
北海道	45	6,583	37	1,200	907	8,772
青森県	16	1,261	34	319	205	1,835
岩手県	4	445	0	132	77	658
宮城県	14	1,290	2	301	167	1,774
秋田県	8	465	2	121	75	671
山形県	7	377	0	72	51	507
福島県	11	1,370	3	233	153	1,770
茨城県	54	5,068	35	1,285	771	7,213
栃木県	25	2,175	9	565	426	3,200
群馬県	36	2,709	17	737	413	3,912
埼玉県	173	5,978	29	1,084	670	7,934
千葉県	111	6,821	28	1,531	954	9,445
東京都	154	8,641	77	1,698	1,036	11,606
神奈川県	105	5,601	32	1,167	744	7,649
新潟県	20	997	0	328	196	1,541
富山県	12	331	0	67	21	431
石川県	19	488	1	124	55	687
福井県	10	216	0	60	34	320
山梨県	21	1,472	11	281	139	1,924
長野県	36	1,799	2	562	362	2,761
岐阜県	28	1,520	19	394	121	2,082
静岡県	74	2,349	15	638	328	3,404
愛知県	155	6,673	51	1,498	561	8,938
三重県	48	1,600	3	407	184	2,242
滋賀県	16	906	3	188	65	1,178
京都府	19	2,011	1	342	169	2,542
大阪府	104	8,939	20	2,345	680	12,088
兵庫県	84	3,149	16	697	305	4,251
奈良県	11	598	1	133	68	811
和歌山県	6	531	0	154	41	732
鳥取県	10	199	3	57	24	293
島根県	4	154	2	25	23	208
岡山県	26	495	0	254	149	924
広島県	32	1,110	13	302	164	1,621
山口県	19	546	2	134	69	770
徳島県	2	286	0	122	45	455
香川県	6	349	0	132	46	533
愛媛県	16	1,029	3	319	186	1,553
高知県	10	515	0	190	143	858
福岡県	36	1,164	8	263	129	1,600
佐賀県	3	238	0	76	35	352
長崎県	17	749	3	165	127	1,061
熊本県	17	682	0	184	77	960
大分県	7	274	1	76	46	404
宮崎県	22	356	3	98	46	525
鹿児島県	45	1,025	17	356	214	1,657
沖縄県	42	1,568	3	274	129	2,016
合計	1,740	93,102	506	21,690	11,630	128,668

## 5 廃パソコンの不法投棄台数について

平成 22 年度の不法投棄台数のデータを有する 544 自治体<sup>注 4)</sup>における平成 22 年度の廃パソコンの品目別の不法投棄台数は、デスクトップが 1,682 台、ノートブックが 717 台、ブラウン管式ディスプレイが 1,752 台、液晶ディスプレイが 457 台、合計 4,608 台でした。前年度と比較して 12.3%の減少となりました。品目別にみると、デスクトップが 195 台減少（前年度比 10.4%減）、ノートブックが 37 台減少（同 4.9%減）、ブラウン管式ディスプレイが 516 台減少（同 22.8%減）、液晶ディスプレイが 100 台増加（同 28%増）でした。

平成 21 年度及び平成 22 年度の廃パソコンの不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 334 自治体<sup>注 5)</sup>（平成 22 年度の廃パソコンの不法投棄台数 3,702 台）における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4 月、5 月、11 月及び 12 月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました（表 7、図 12）。

**(表 7) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移**

(平成 21 年度と平成 22 年度の月ごとのデータを取得している 334 自治体の比較)

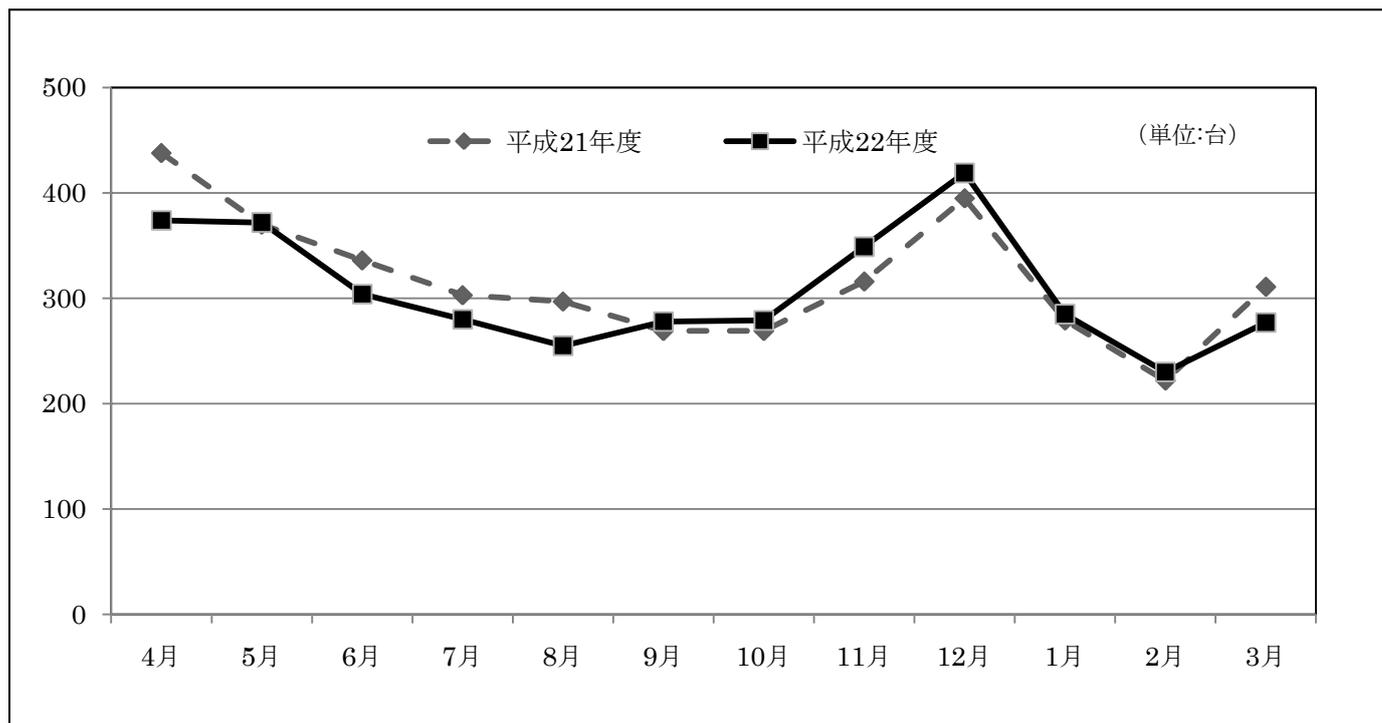
(単位：台)

	合計		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H21 年度	H22 年度	H21 年度	H22 年度	H21 年度	H22 年度	H21 年度	H22 年度	H21 年度	H22 年度
4 月	438	374	155	154	45	44	201	147	37	29
5 月	370	372	128	137	35	53	181	152	26	30
6 月	336	304	113	115	32	40	175	123	16	26
7 月	303	280	98	112	38	28	146	111	21	29
8 月	297	255	91	102	29	44	166	81	11	28
9 月	269	278	88	100	42	38	121	108	18	32
10 月	269	279	112	76	27	54	112	119	18	30
11 月	316	349	115	131	56	52	126	133	19	33
12 月	395	419	132	149	59	71	171	145	33	54
1 月	279	285	109	97	54	73	96	73	20	42
2 月	222	230	75	83	43	27	75	91	29	29
3 月	311	277	96	104	59	43	127	109	29	21
合計	3,805	3,702	1,312	1,360	519	567	1,697	1,392	277	383

注 4) 544 自治体の人口の合計は約 8,164 万人（総人口の約 64%）です。

注 5) 334 自治体の人口の合計は約 5,730 万人（総人口の約 45%）です。

(図 12) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移



## 6 環境省における不法投棄未然防止対策について

### ○消費者の不法投棄の防止

環境省としては廃家電の不法投棄を未然防止するために、消費者へ家電の適切な排出方法について周知をしてきたところです。今後も、関係省庁、地方環境事務所や地方自治体と連携し、ポスターやホームページ等によるさらなる周知、普及啓発を実施してまいります。

### ○違法な不用品回収業者対策

一部の違法な不用品回収業者が、回収した廃家電を不法投棄した事案も発生しており、こうしたことも家電の不法投棄増加の一因と考えられます。このため環境省としては、廃家電の適正なリサイクルの確保のため、以下の方法で違法な不用品回収業者の対策を進めてまいります。

#### (1) 実態調査・通知等の発出

これまで、不用品回収業者の実態調査を行い、その調査結果をもとに、廃棄物処理法に基づく立入検査を通知で地方自治体に求めてまいりました。今後も実態調査を進めるとともに、よりいっそう立入検査の的確な遂行を促進してまいります。

#### (2) 廃棄物該当性の判断基準の検討

不用品回収業者が行う個々の行為が、廃棄物処理法に違反していないかどうか判断しやすくするために、廃棄物該当性の判断基準について検討してまいります。

#### (3) バーゼル法の適切な運用等による水際対策（検討会の設置）

廃家電の不法輸出を目的とした回収を抑制するために、バーゼル法の適切な運用等による水際対策についての検討会を設置し、検討を開始します。

(4) 不適正事例の周知及び地方自治体への助言の強化

不用品回収業者に関する不適正事例の周知及び地方自治体への助言の強化により、さらなる検挙の促進などを実施してまいります。